(2021 年 1 月 1 日改定)

申請日：西暦　◇◇◇◇年　◇◇月　◇◇日

アサヒグループ共済会理事長殿

総務部長	担当者	申請者
		共済

被災届出書

届出者記入	届出者情報	会社名**〇〇株式会社　＊原籍会社名を記入**事業場　**△△支店　××部** 社員番号　**1234567**　　氏　名　**共済　太郎**
	被害の内容	**＊罹災証明書等を添付** **＊避難指示・避難勧告の場合は、住所と期間を以下に明記** **＊盗難の場合は、届出警察名と受理番号を以下に明記**
		避難指示・避難勧告時に記載 該当住所： 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　日間）
		盗難時に記載　届出警察署名　　受理番号
	添付書類	罹災証明書、被災証明書、損害保険会社の給付通知等 修繕費等の領収書　他（避難指示・避難勧告時、盗難時は不要）
担当者	備考	

参考

○火災．風水害その他の災害を受けたときは、被害の程度に応じて、次の見舞金を給付します。
（会員が居住するか、単身赴任時の留守宅を対象とする）

被害程度	世帯主	非世帯主
（１）家屋全焼または倒壊，流失これに準ずるもの	400,000 円	200,000 円
（２）家屋半焼または半壊，床上浸水，これに準ずるもの	200,000 円	100,000 円
（３）家屋要修理，床下浸水　被害１０万円以上	40,000 円	20,000 円

（家屋とは建物本体のことであり、門扉、ガレージなどの構築物は対象外です）
ただし借家（社宅・寮含む）の場合は前記の７０%とします。
上記被害程度については、罹災証明書、被災証明書、自身で加入している損害保険の給付通知のいずれかと、現場の写真、ならびに家屋要修理の場合は修繕費等の領収書をもとに判断になります。
○会員本人または持家・社宅に居住する留守家族が、天災等により行政による避難指示あるいは避難勧告を受け、その期間が３日を超える場合は、次の見舞金を給付します。
世帯主　50,000 円　　非世帯主　25,000 円
避難指示、避難勧告の状況については、届出者の申請に基づき、共済会窓口担当者において確認の上、支給手続きをおこなう。
○盗難にあったときは、次の見舞金を給付します。
被害金額１０万円以上　　１０，０００円
（届出警察署の受理番号を記入する）
○被災届出書は、写しを共済会事務局に提出する。

給付の請求期限は、事由発生後１年以内です。
この申請書に記載された情報は所定の目的以外には使用いたしません。